

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3206237号
(U3206237)

(45) 発行日 平成28年9月8日(2016.9.8)

(24) 登録日 平成28年8月17日(2016.8.17)

(51) Int.Cl. F 1
A 6 1 C 8/00 (2006.01) A 6 1 C 8/00 Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 11 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 実願2016-3008 (U2016-3008)
(22) 出願日 平成28年6月24日(2016.6.24)(73) 実用新案権者 504418084
京セラメディカル株式会社
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3-31
(74) 代理人 100104318
弁理士 深井 敏和
(74) 代理人 100182796
弁理士 津島 洋介
(74) 代理人 100181308
弁理士 早稲田 茂之
(72) 考案者 玉置 徹
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3-31
京セラメディカル株式会社内

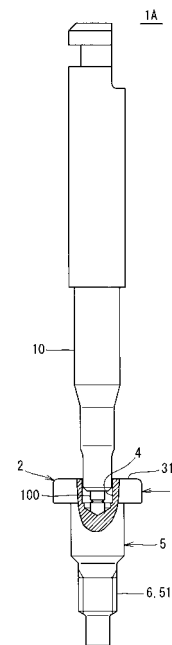
(54) 【考案の名称】 歯科インプラント用キャップ

(57) 【要約】

【課題】 歯槽骨に埋入したフィクスチャーへの装着時間を短縮することができ、かつ落下による誤飲リスクを低減することができる歯科インプラント用キャップを提供することである。

【解決手段】 キャップ本体部2と、キャップ本体部2に取り外し可能な状態で取り付けられているディスプレイドライバー10と、を備える、歯科インプラント用キャップ1Aである。キャップ1Aは、破断可能な棒状の第1接続部材100をさらに備え、キャップ本体部2は、蓋部3および蓋部3の上面31に位置している凹部4を有し、第1接続部材100は、その長手方向における両端部のうち一端部が凹部4の底部に接続しており、他端部がディスプレイドライバー10の先端部に接続している。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

キャップ本体部と、
前記キャップ本体部に取り外し可能な状態で取り付けられているディスポーサブルドライバート、を備える、歯科インプラント用キャップ。

【請求項 2】

破断可能な棒状の第 1 接続部材をさらに備え、
前記キャップ本体部は、蓋部および前記蓋部の上面に位置している凹部を有し、
前記第 1 接続部材は、その長手方向における両端部のうち一端部が前記凹部の底部に接続しており、他端部が前記ディスポーサブルドライバの先端部に接続している、請求項 1 に記載の歯科インプラント用キャップ。 10

【請求項 3】

前記第 1 接続部材は、その外周面に位置しており周方向に沿って延びている第 1 溝部を有する、請求項 2 に記載の歯科インプラント用キャップ。

【請求項 4】

前記キャップ本体部、前記ディスポーサブルドライバおよび前記第 1 接続部材が、一体に成形されている、請求項 2 または 3 に記載の歯科インプラント用キャップ。

【請求項 5】

棒状の第 2 接続部材をさらに備え、
前記キャップ本体部は、蓋部および前記蓋部の上面に位置している凹部を有し、
前記第 2 接続部材は、
その長手方向における一端部または外周面に位置している少なくとも 1 つの凸部を有し、前記少なくとも 1 つの凸部を介して前記凹部の底部または前記凹部の内壁部に接続しており、
前記長手方向における他端部が前記ディスポーサブルドライバの先端部に接続している、請求項 1 に記載の歯科インプラント用キャップ。 20

【請求項 6】

破断可能な筒状の第 3 接続部材をさらに備え、
前記キャップ本体部は、蓋部および前記蓋部の上面に位置している凹部を有し、
前記第 3 接続部材は、その長手方向における両端部のうち一端部が前記上面のうち前記凹部の周囲に位置している部位に接続しており、他端部が前記ディスポーサブルドライバの先端部に接続している、請求項 1 に記載の歯科インプラント用キャップ。 30

【請求項 7】

前記第 3 接続部材は、前記一端部側から前記他端部側に向かって延びている少なくとも 1 つのスリットを有する、請求項 6 に記載の歯科インプラント用キャップ。

【請求項 8】

前記第 3 接続部材は、その外周面に位置しており周方向に沿って延びている第 2 溝部を有する、請求項 6 または 7 に記載の歯科インプラント用キャップ。

【請求項 9】

前記キャップ本体部、前記ディスポーサブルドライバおよび前記第 3 接続部材が、一体に成形されている、請求項 6 ~ 8 のいずれかに記載の歯科インプラント用キャップ。 40

【請求項 10】

生体適合性を有する合成樹脂からなる、請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の歯科インプラント用キャップ。

【請求項 11】

表面が抗菌性を有する、請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の歯科インプラント用キャップ。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、歯科インプラント用キャップに関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、歯科インプラント用フィクスチャー（以下、「フィクスチャー」ということがある。）を上下顎骨の歯槽骨に埋入することによって、咬合機能、発声機能および審美性などを回復させる歯科インプラント埋植手術が行われている。

【0003】

歯槽骨に埋入したフィクスチャーには、免荷期間中にフィクスチャーを封鎖して保護するために歯科インプラント用キャップ（以下、「キャップ」ということがある。）が装着される（例えば、特許文献1～3参照）。

【0004】

キャップをフィクスチャーに装着するときは、繰り返し使用できるドライバーを用いる。ドライバーとキャップは別体であるため、まず、キャップの上面の凹部にドライバーの先端部を挿入して、ドライバーでキャップを保持（把持）する必要がある。

【0005】

しかし、凹部はサイズが小さいため、ドライバーの先端部を凹部に挿入しにくく、それゆえドライバーでキャップを保持するときに時間がかかる。また、ドライバーの先端部が凹部の奥まで十分に挿入されておらず、ドライバーによるキャップの保持が不十分な場合には、キャップを運搬中またはフィクスチャーに装着するときにキャップがドライバーから外れて口腔内に落下し、誤飲されるおそれがある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2014-12105号公報

【特許文献2】特開2000-83970号公報

【特許文献3】実開平7-9313号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0007】

本考案の課題は、歯槽骨に埋入したフィクスチャーへの装着時間を短縮することができ、かつ落下による誤飲リスクを低減することができる歯科インプラント用キャップを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本考案者は、上記課題を解決すべく鋭意研究を重ねた結果、以下の構成からなる解決手段を見出し、本考案を完成するに至った。

(1) キャップ本体部と、前記キャップ本体部に取り外し可能な状態で取り付けられているディスポーサブルドライバーと、を備える、歯科インプラント用キャップ。

(2) 破断可能な棒状の第1接続部材をさらに備え、前記キャップ本体部は、蓋部および前記蓋部の上面に位置している凹部を有し、前記第1接続部材は、その長手方向における両端部のうち一端部が前記凹部の底部に接続しており、他端部が前記ディスポーサブルドライバーの先端部に接続している、前記(1)に記載の歯科インプラント用キャップ。

(3) 前記第1接続部材は、その外周面に位置しており周方向に沿って延びている第1溝部を有する、前記(2)に記載の歯科インプラント用キャップ。

(4) 前記キャップ本体部、前記ディスポーサブルドライバーおよび前記第1接続部材が、一体に成形されている、前記(2)または(3)に記載の歯科インプラント用キャップ。

(5) 棒状の第2接続部材をさらに備え、前記キャップ本体部は、蓋部および前記蓋部の上面に位置している凹部を有し、前記第2接続部材は、その長手方向における一端部または外周面に位置している少なくとも1つの凸部を有し、前記少なくとも1つの凸部を介

10

20

30

40

50

して前記凹部の底部または前記凹部の内壁部に接続しており、前記長手方向における他端部が前記ディスポーサブルドライバーの先端部に接続している、前記(1)に記載の歯科インプラント用キャップ。

(6) 破断可能な筒状の第3接続部材をさらに備え、前記キャップ本体部は、蓋部および前記蓋部の上面に位置している凹部を有し、前記第3接続部材は、その長手方向における両端部のうち一端部が前記上面のうち前記凹部の周囲に位置している部位に接続しており、他端部が前記ディスポーサブルドライバーの先端部に接続している、前記(1)に記載の歯科インプラント用キャップ。

(7) 前記第3接続部材は、前記一端部側から前記他端部側に向かって延びている少なくとも1つのスリットを有する、前記(6)に記載の歯科インプラント用キャップ。

(8) 前記第3接続部材は、その外周面に位置しており周方向に沿って延びている第2溝部を有する、前記(6)または(7)に記載の歯科インプラント用キャップ。

(9) 前記キャップ本体部、前記ディスポーサブルドライバーおよび前記第3接続部材が、一体に成形されている、前記(6)~(8)のいずれかに記載の歯科インプラント用キャップ。

(10) 生体適合性を有する合成樹脂からなる、前記(1)~(9)のいずれかに記載の歯科インプラント用キャップ。

(11) 表面が抗菌性を有する、前記(1)~(10)のいずれかに記載の歯科インプラント用キャップ。

【考案の効果】

【0009】

本考案の歯科インプラント用キャップによれば、歯槽骨に埋入したフィクスチャーへの装着時間を短縮することができ、かつ落下による誤飲リスクを低減することができるという効果がある。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本考案の第1実施形態に係る歯科インプラント用キャップを示す一部断面側面図である。

【図2】図1に示す歯科インプラント用キャップにおける凹部近傍を拡大して示す一部断面側面図である。

【図3】(a)および(b)は、図1に示す歯科インプラント用キャップにおいてキャップ本体部からディスポーサブルドライバーを取り外す手順を示す説明図である。

【図4】(a)および(b)は、本考案の一実施形態に係るパッケージを示す概略説明図である。

【図5】図1に示す歯科インプラント用キャップの変形例を示す図であり、凹部近傍を拡大して示す一部断面側面図である。

【図6】本考案の第2実施形態に係る歯科インプラント用キャップを示す図であり、(a)は部分拡大側面図、(b)は(a)のA矢視図である。

【図7】本考案の第3実施形態に係る歯科インプラント用キャップを示す図であり、(a)は部分拡大側面図、(b)は(a)のB矢視図である。

【図8】本考案の第4実施形態に係る歯科インプラント用キャップを示す一部断面側面図である。

【図9】図8に示す歯科インプラント用キャップにおける凹部近傍を拡大して示す一部断面側面図である。

【図10】図8に示す歯科インプラント用キャップにおけるディスポーサブルドライバーおよび第3接続部材を示す図であり、(a)は斜視図、(b)は(a)のC矢視図である。

【図11】(a)および(b)は、図8に示す歯科インプラント用キャップにおいてキャップ本体部からディスポーサブルドライバーを取り外す手順を示す説明図である。

【考案を実施するための形態】

【0011】

< 歯科インプラント用キャップ >

(第1実施形態)

以下、本考案の第1実施形態に係る歯科インプラント用キャップについて、図1～図5を参照して詳細に説明する。

【0012】

図1に示すように、本実施形態のキャップ1Aは、キャップ本体部2およびディスposerサブドライバー10を備えている。キャップ本体部2は、歯科インプラント用キャップとして機能する部材であり、より具体的には、歯科インプラント用カバーキャップとして機能する部材である。ディスposerサブドライバー10は、図示しないフィクスチャーにキャップ本体部2を装着するとき使用する使い捨ての部材である。

10

【0013】

ディスposerサブドライバー10は、キャップ本体部2に取り外し可能な状態で取り付けられている。このような構成によれば、キャップ本体部2がディスposerサブドライバー10と一体物になることから、後述する図4に示すようなパッケージ110A、110Bからキャップ1Aを取り出して、そのまま使用することができる。それゆえ、歯槽骨に埋入したフィクスチャーへのキャップ本体部2の装着時間を短縮することができ、手術時間を短縮して術者および患者の負担を軽減することができる。また、キャップ本体部2がディスposerサブドライバー10と一体物になることによって、キャップ本体部2を運搬中またはフィクスチャーに装着するとき、落下による誤飲リスクを低減することができる。さらに、フィクスチャーにキャップ本体部2を装着した後は、キャップ本体部2からディスposerサブドライバー10を取り外すことによって、キャップ本体部2を歯科インプラント用カバーキャップとして機能させることができる。以下、キャップ1Aの各構成部材について、具体的に説明する。

20

【0014】

図1に示すように、キャップ本体部2は、蓋部3および凹部4を有している。凹部4は、蓋部3の上面31に位置している。より具体的には、凹部4は、蓋部3の上面31の中央部に位置している。

【0015】

凹部4は、図示しないキャップ取り外し器具が取り付けられる部位である。キャップ取り外し器具は、フィクスチャーに装着したキャップ本体部2を、フィクスチャーから取り外すときに使用する器具である。キャップ取り外し器具としては、例えば、ドライバーなどが挙げられる。

30

【0016】

凹部4の形状としては、例えば、六角などの多角形、ヘックスローブ、プラス、マイナスなどが挙げられる。例示した凹部4の形状は、平面視における形状である。本実施形態の凹部4の形状は、平面視において六角状である。

【0017】

キャップ本体部2は、蓋部3に接続している胴部5および胴部5の外周面51に位置しているネジ部6をさらに有している。これらの構成によれば、フィクスチャーへのキャップ本体部2の装着をネジ締結によって行うことができる。

40

【0018】

一方、キャップ1Aは、第1接続部材100をさらに備えている。そして、ディスposerサブドライバー10は、第1接続部材100を介してキャップ本体部2に取り付けられている。具体的に説明すると、第1接続部材100は、棒状の部材であり、破断可能に構成されている。破断可能とは、術者がねじりや曲げなどの外力を加えることによって破壊され、ディスposerサブドライバー10とキャップ本体部2とが分離して両者の接続状態が維持できなくなることを意味するものとする。

【0019】

第1接続部材100は、図2に示すように、その長手方向aにおける両端部のうち一端

50

部 1 0 0 a が凹部 4 の底部 4 1 に接続しており、他端部 1 0 0 b がディスポーサブルドライバー 1 0 の先端部 1 0 a に接続している。このような構成によれば、図 3 (a) に示す状態の第 1 接続部材 1 0 0 に対してねじりや曲げなどの外力を加えれば、図 3 (b) に示すように、第 1 接続部材 1 0 0 が破断することから、ディスポーサブルドライバー 1 0 とキャップ本体部 2 を分離して、キャップ本体部 2 からディスポーサブルドライバー 1 0 を取り外すことができる。また、第 1 接続部材 1 0 0 を破断したときに形成される破断面 1 0 1 を綺麗に仕上げることができる。それゆえ、キャップ本体部 2 をフィクスチャーから取り外すときは、凹部 4 にキャップ取り外し器具をスムーズに取り付けることができ、キャップ取り外し器具によるキャップ本体部 2 の保持を問題なく行うことができる。

【 0 0 2 0 】

図 2 に示すように、第 1 接続部材 1 0 0 は、その外周面 1 0 2 に位置しており周方向に沿って延びている第 1 溝部 1 0 3 を有している。このような構成によれば、第 1 接続部材 1 0 0 を破断するとき、第 1 溝部 1 0 3 から亀裂が発生して破断するので、破断面 1 0 1 が形成される位置を制御することができる (図 3 参照) 。

【 0 0 2 1 】

図 2 に示すように、第 1 接続部材 1 0 0 の長手方向 a に対して垂直な方向から見たとき、第 1 溝部 1 0 3 は、略 V 字状である。なお、第 1 溝部 1 0 3 の形状は、略 V 字状に限定されるものではなく、他の形状であってもよい。具体例を挙げると、例えば、図 5 に示すように、第 1 溝部 1 0 3 は、略 U 字状であってもよい。

【 0 0 2 2 】

外周面 1 0 2 における第 1 溝部 1 0 3 の位置は、特に限定されない。すなわち、第 1 溝部 1 0 3 は、外周面 1 0 2 の所望の場所に配置することができる。本実施形態の第 1 溝部 1 0 3 は、図 2 に示すように、外周面 1 0 2 のうち第 1 接続部材 1 0 0 の長手方向 a における略中央部に位置している。

【 0 0 2 3 】

キャップ本体部 2、ディスポーサブルドライバー 1 0 および第 1 接続部材 1 0 0 は、一体に成形されている。このような構成によれば、キャップ本体部 2、ディスポーサブルドライバー 1 0 および第 1 接続部材 1 0 0 のそれぞれの接続強度を向上させることができる。一体に成形されているとは、部品毎に加工した後に接着、溶接などの接合手段を使用して一体化されているのではなく、接合手段を使用することなく同一材料から成形体全体が一体的に作製されていることを意味するものとする。一体に成形する方法としては、例えば、射出成形、積層造形法などが挙げられるが、これらに限定されるものではない。なお、キャップ本体部 2、ディスポーサブルドライバー 1 0 および第 1 接続部材 1 0 0 は、必要に応じて別部材で構成してもよい。

【 0 0 2 4 】

上述した構成を有するキャップ 1 A は、生体適合性を有する合成樹脂からなるのがよい。合成樹脂としては、例えば、超高分子量ポリエチレン樹脂、ポリメタクリル酸メチル樹脂、ポリエーテルエーテルケトン樹脂などが挙げられる。合成樹脂は、硬質であるのがよい。なお、上述した超高分子量ポリエチレン樹脂は、重量平均分子量が 1 0 0 万以上のポリエチレン樹脂である。超高分子量ポリエチレン樹脂は、例えば、低圧の懸濁重合法によってエチレンモノマーを反応させつつ、反応時間を長くすることによって製造することができる。超高分子量ポリエチレン樹脂の重量平均分子量は、1 0 0 万 ~ 7 0 0 万であるのがよい。

【 0 0 2 5 】

キャップ 1 A は、その表面が抗菌性を有するのがよい。キャップ 1 A の表面に抗菌性を付与するには、例えば、キャップ 1 A の表面に対して表面処理を施せばよい。表面処理としては、例えば、抗菌剤の塗布による製品表面への含浸やコーティング層の付与、または素材へ抗菌剤を添加しておくことで表面への抗菌剤の分散などが挙げられる。

【 0 0 2 6 】

キャップ 1 A は、所望の梱包材でパッケージすることができる。パッケージとしては、

10

20

30

40

50

例えば、図4(a)に示すように、ケース111でキャップ1Aをパッケージするパッケージ110A、図4(b)に示すように、滅菌バッグ112でキャップ1Aをパッケージするパッケージ110Bなどが挙げられる。

【0027】

(第2、第3実施形態)

次に、本考案の第2、第3実施形態に係る歯科インプラント用キャップについて、図6および図7を参照して詳細に説明する。なお、図6および図7においては、上述した図1~図5と同一の構成部分には同一の符号を付して説明は省略する場合がある。

【0028】

図6に示す第2実施形態のキャップ1B、および図7に示す第3実施形態のキャップ1Cはいずれも、接続部材の構成が上述した実施形態と異なっている。具体的に説明すると、キャップ1B、1Cはいずれも、棒状の第2接続部材200をさらに備えている。第2、第3実施形態ではいずれも、第2接続部材200の長手方向bにおける他端部200bがディスプレイドライバ10の先端部10aに接続している。

10

【0029】

一方、第2接続部材200は、凸部201を有している。図6に示す第2実施形態の凸部201は、第2接続部材200の長手方向bにおける一端部200aに位置している。図7に示す第3実施形態の凸部201は、第2接続部材200の外周面202に位置している。

【0030】

凸部201は、上述した凹部4の底部41または凹部4の内壁部42に接続する部位である(図2参照)。したがって、図6に示す第2実施形態では、第2接続部材200が凸部201を介して凹部4の底部41に接続している状態になる。また、図7に示す第3実施形態では、第2接続部材200が凸部201を介して凹部4の内壁部42に接続している状態になる。その結果、凸部201によって第2接続部材200が凹部4の底部41または内壁部42に点付けで接続している状態になる。このような構成によれば、凸部201と凹部4の点付け部に対してねじりや曲げなどの外力を加えると、点付け部を破断することができるので、ディスプレイドライバ10とキャップ本体部2を分離して、キャップ本体部2からディスプレイドライバ10を取り外すことができる。

20

【0031】

第2接続部材200は、中実であってもよいし、中空(筒状)であってもよい。また、凸部201を介して凹部4の底部41または内壁部42に第2接続部材200を接続するときは、例えば、凸部201を凹部4の底部41または内壁部42と一体に成形する他、接着剤などを使用してもよい。凸部201は、第2接続部材200と一体に成形されている。なお、凸部201は、必要に応じて第2接続部材200と別部材で構成してもよい。

30

【0032】

凸部201の数は、少なくとも1つであればよい。凸部201の数は、例えば、1~6個であるが、これに限定されるものではない。凸部201が複数であるとき、複数の凸部201のそれぞれの構成は、互いに同一であってもよいし、異なってもよい。本実施形態では、凸部201の数が複数であり、複数の凸部201のそれぞれの構成が、互いに同一である。

40

【0033】

図6(b)および図7(b)に示すように、複数の凸部201は、略等間隔に位置している。このような構成によれば、凸部201を介して凹部4の底部41または内壁部42に第2接続部材200を接続したときの接続状態を安定させることができる。略等間隔とは、実質的に等間隔であればよく、若干の誤差があってもよいことを意味するものとする。なお、複数の凸部201は、非等間隔に位置していてもよい。

その他の構成は、上述した第1実施形態に係るキャップ1Aと同様であるので、説明を省略する。

【0034】

50

(第4実施形態)

次に、本考案の第4実施形態に係る歯科インプラント用キャップについて、図8～図11を参照して詳細に説明する。なお、図8～図11においては、上述した図1～図7と同一の構成部分には同一の符号を付して説明は省略する場合がある。

【0035】

図8に示すように、本実施形態のキャップ1Dは、接続部材の構成が上述した実施形態と異なっている。具体的に説明すると、キャップ1Dは、第3接続部材300をさらに備えている。第3接続部材300は、筒状の部材であり、破断可能に構成されている。

【0036】

第3接続部材300は、図9に示すように、その長手方向cにおける両端部のうち一端部300aが、上面31のうち凹部4の周囲に位置している部位311に接続している。また、他端部300bがディスポーサブルドライバー10の先端部10aに接続している。これらの構成によれば、上述した第1実施形態と同様の効果が得られる。すなわち、図11(a)に示す状態の第3接続部材300に対してねじりや曲げなどの外力を加えれば、図11(b)に示すように、第3接続部材300が破断することから、ディスポーサブルドライバー10とキャップ本体部2を分離して、キャップ本体部2からディスポーサブルドライバー10を取り外すことができる。また、第3接続部材300を破断したときに形成される破断面301を綺麗に仕上げることができるので、キャップ本体部2をフィクスチャーから取り外すときは、凹部4にキャップ取り外し器具をスムーズに取り付けることができ、キャップ取り外し器具によるキャップ本体部2の保持を問題なく行うことができる。

【0037】

図9に示すように、第3接続部材300は、一端部300a側から他端部300b側に向かって延びているスリット302を有している。このような構成によれば、第3接続部材300が適度に減肉されることから、第3接続部材300を破断するときの破断性を向上させることができる。なお、第3接続部材300は、スリット302を有している構成に限定されるものではなく、スリット302を有していない構成にすることもできる。

【0038】

スリット302は、その長手方向dにおける両端部のうち一端部302aが、第3接続部材300の一端部300aと同じ位置にあり、他端部302bが、第3接続部材300の他端部300bと同じ位置にある。言い換えれば、スリット302は、第3接続部材300の一端部300aから他端部300bにわたって位置している。なお、スリット302は、第3接続部材300の一端部300aから他端部300bにわたって位置している構成に限定されるものではなく、所望の長さに構成することができる。

【0039】

スリット302の数は、少なくとも1つであればよい。スリット302の数は、例えば、1～6個であるが、これに限定されるものではない。スリット302が複数であるとき、複数のスリット302のそれぞれの構成は、互いに同一であってもよいし、異なってもよい。本実施形態では、図10(a)に示すように、スリット302の数が複数であり、複数のスリット302のそれぞれの構成が、互いに同一である。また、図10(b)に示すように、複数のスリット302は、略等間隔に位置している。なお、複数のスリット302は、非等間隔に位置していてもよい。

【0040】

図9に示すように、第3接続部材300は、その外周面303に位置しており周方向に沿って延びている第2溝部304を有している。このような構成によれば、上述した第1溝部103と同様に、第3接続部材300を破断するとき、第2溝部304から亀裂が発生して破断するので、破断面301が形成される位置を制御することができる(図11参照)。

【0041】

外周面303における第2溝部304の位置は、特に限定されない。すなわち、第2溝

部 3 0 4 は、第 1 溝部 1 0 3 と同様に、外周面 3 0 3 の所望の場所に配置することができる。本実施形態の第 2 溝部 3 0 4 は、図 9 に示すように、外周面 3 0 3 のうち第 3 接続部材 3 0 0 の長手方向 c における中央部よりも一端部 3 0 0 a 側に位置している。

【 0 0 4 2 】

キャップ本体部 2、ディスポーサブルドライバー 1 0 および第 3 接続部材 3 0 0 は、一体に成形されている。

その他の構成は、上述した第 1 ~ 第 3 実施形態に係るキャップ 1 A ~ 1 C と同様であるので、説明を省略する。

【 0 0 4 3 】

以上、本考案に係る好ましい実施形態について例示したが、本考案は上述した実施形態に限定されるものではなく、本考案の要旨を逸脱しない限り任意のものとして行うことができることは言うまでもない。

10

【 0 0 4 4 】

例えば、上述した実施形態では、キャップ 1 A ~ 1 D におけるキャップ本体部 2 が、歯科インプラント用カバーキャップとして機能するが、これに代えて、キャップ本体部 2 を歯科インプラント用ヒーリングキャップとして機能するように構成してもよい。

【 符号の説明 】

【 0 0 4 5 】

1 A ~ 1 D 歯科インプラント用キャップ

2 キャップ本体部

20

3 蓋部

3 1 上面

3 1 1 部位

4 凹部

4 1 底部

4 2 内壁部

5 胴部

5 1 外周面

6 ネジ部

1 0 ディスポーサブルドライバー

30

1 0 a 先端部

1 0 0 第 1 接続部材

1 0 0 a 一端部

1 0 0 b 他端部

1 0 1 破断面

1 0 2 外周面

1 0 3 第 1 溝部

1 1 0 A、1 1 0 B パッケージ

1 1 1 ケース

40

1 1 2 滅菌バッグ

2 0 0 第 2 接続部材

2 0 0 a 一端部

2 0 0 b 他端部

2 0 1 凸部

2 0 2 外周面

3 0 0 第 3 接続部材

3 0 0 a 一端部

3 0 0 b 他端部

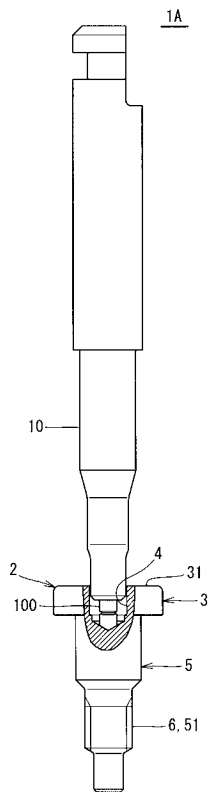
3 0 1 破断面

3 0 2 スリット

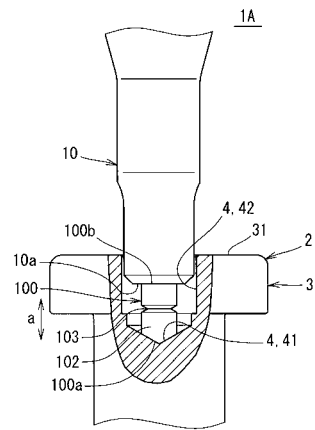
50

- 3 0 2 a 一端部
- 3 0 2 b 他端部
- 3 0 3 外周面
- 3 0 4 第 2 溝部

【 図 1 】

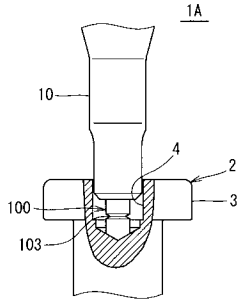


【 図 2 】

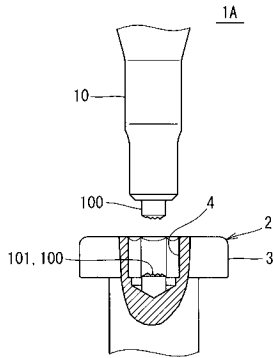


【 図 3 】

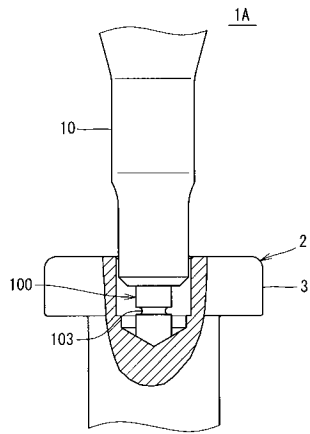
(a)



(b)

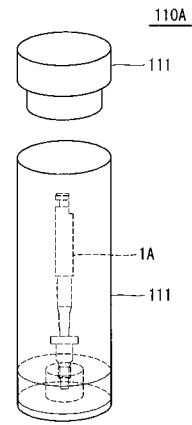


【 図 5 】

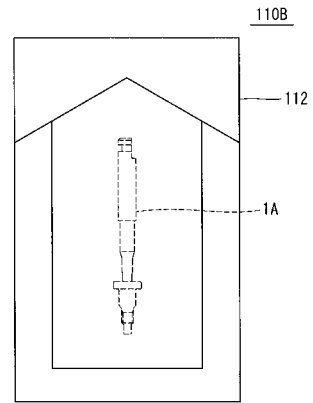


【 図 4 】

(a)

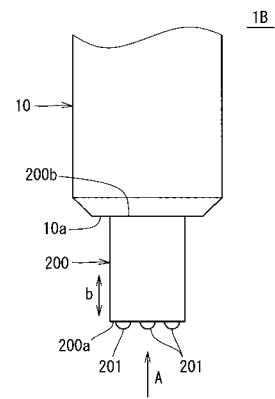


(b)

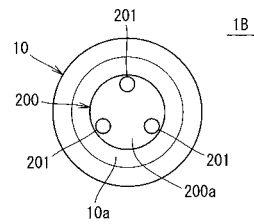


【 図 6 】

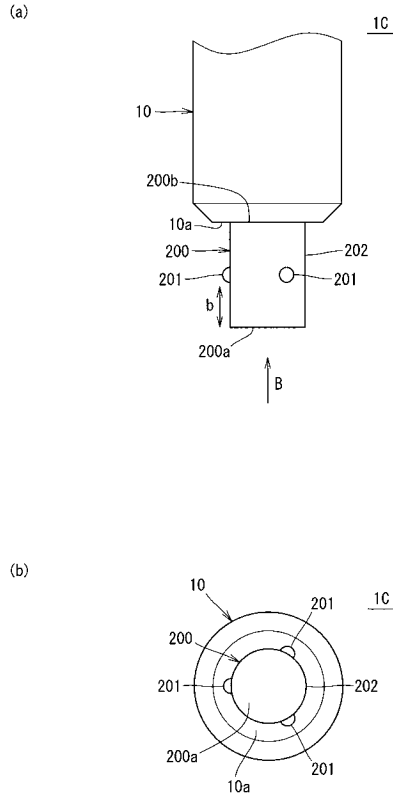
(a)



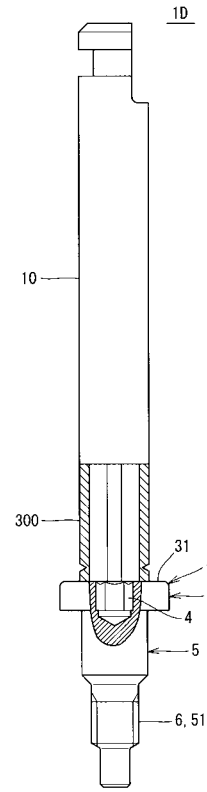
(b)



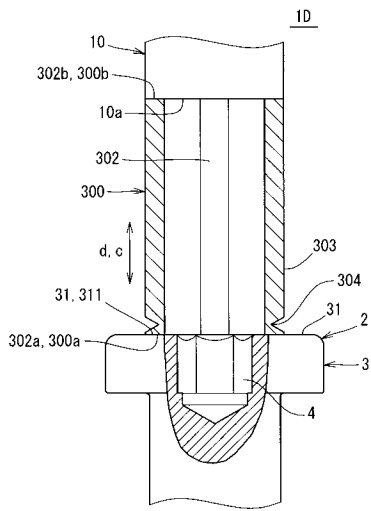
【 図 7 】



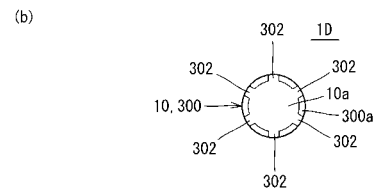
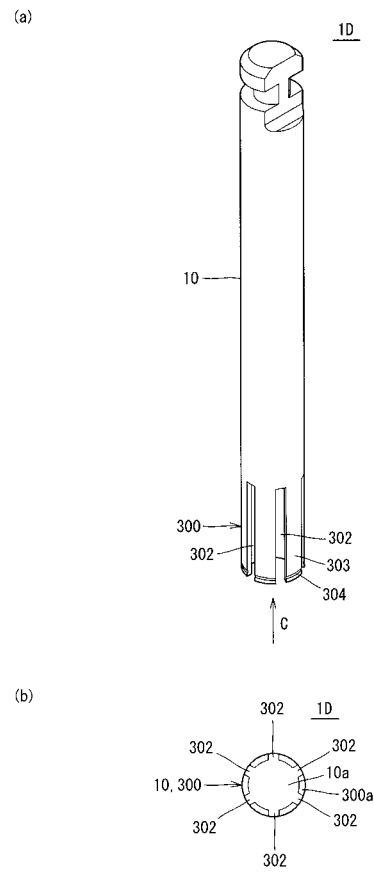
【 図 8 】



【 図 9 】

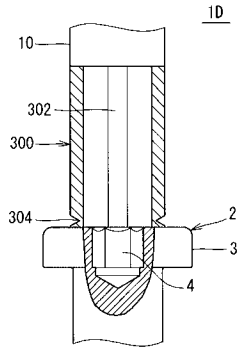


【 図 10 】



【 図 1 1 】

(a)



(b)

